

広島県訓令第第六号

土木建築局  
各建設事務所

建築工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

建築工事検査規程の一部を改正する訓令

建築工事検査規程（昭和五十二年広島県訓令第第七号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「総務局」を削る。

第一条中「総務局及び」を削る。

第三条第一項中「監督員（以下「監督職員」に改め、同条

第二項及び第三項第一号中「総務局長又は」を削り、同条第四項中「総務局長及び」を削る。

第七条中「総務局長又は」を削る。

第九条第一項中「監督員」を「監督職員」に改め、同条第二項中「総務局長及び」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。